特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
31	身体障害者手帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知立市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の 権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその 他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知立市長

公表日

令和1年10月29日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1) 男理情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	・身体障害者障害者福祉法(昭和24年法率第283号。以下「法」という。)に基づき対象者に身体障害者手帳を交付している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①法第15条第1項の身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請に係わる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②法第16条第1項又は、第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務③法施行令第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務④法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係わる事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務⑥番号法第19条第7号別表第二に規定する情報提供
③システムの名称	身体障害者手帳システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	名
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11
4. 情報提供ネットワーク	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・なし (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116項)
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	福祉子ども部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	知立市 総務部 総務課472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地
8. 特定個人情報ファイル	・の取扱いに関する問合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

知立市 福祉子ども部 福祉課472-8666 愛知県知立市広見3丁目1番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			11年6月28日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	11年6月28日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 □ しきい値判断結果

してい。同刊的「相木	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報(呆護評価書	の種類				
[基礎	項目評価書	;]		2) 基礎」	項目評価書	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 れている。	を機関につい	ヽては、それぞれ፤	重点項目評価			
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた	入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分~	力を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの	委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	報提供ネットワーク	フシステムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている	
6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの	接続		[]接続しない(]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 ⁻ 3) 課題 ₇	力を入れている である が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択I 1) 特に 2) 十分 3) 課題	支> 力を入れている である が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消	法					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	く選択I 1) 特に 2) 十分 3) 課題	支> 力を入れている である が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[] 🖹	自己点検	[0]	内部監査	[]外部監	 査
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[-	ト分に行っている]	2) 十分(支> カを入れて行って こ行っている こ行っていない	 ::\a

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長	福祉課長 長谷嘉之	福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
				_	